

特定事業所集中減算における「正当な理由の範囲」の取扱いについて(居宅介護支援)

居宅介護支援特定事業所集中減算における「正当な理由の範囲」は以下のとおりです。

1	居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等が、サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合
2	特別地域居宅介護支援加算を算定している場合
3	判定期間内の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
4	判定期間中に各サービスを位置付けた計画件数が、サービスごとでみた場合に1月当たり平均10件以下である場合
5	サービスの質が高いことによる利用者の希望を勧奨した場合
	① 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容の意見・助言を受けている場合
	② 訪問介護事業所で、特定事業所加算Ⅰを算定している場合(※)
	③ 通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所を含む)で、認知症加算を算定している場合(※)
	④ 通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所を含む)で、中重度者ケア体制加算を算定している場合(※)
6	その他正当な理由として市長が認めた場合

(※) 当該加算を算定している事業所を計画数から除外して再計算する。

1 訪問介護サービス等

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与

2 事業所数の数え方

判定期間の期首(前期は3月1日、後期は9月1日)の事業所数(医療みなしの事業所については、各判定期間の最初の月の給付実績がある事業所は含み、最初の月の給付実績がない事業所については含まない。)

【居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域が変更】

① 事業の実施地域が拡大した場合 → 期末の実施地域で判断する。

② 事業の実施地域が縮小した場合 → 期首の実施地域で判断する。

※ これらの場合における変更日は、変更届の受理日か運営規程の変更日のいずれか遅い方とする。また、それが期首日である場合、当該変更後の数で判断する。

【訪問介護サービス等の事業所が増減】

① 事業所が増加した場合 → 期首の事業所数で判断する。

※ この場合における増加日は、指定日とする。(営業開始日ではない。)

② 事業所が減少した場合 → 期末の事業所数で判断する。

※ この場合における減少日は、廃止届の受理日か実際の廃止日のいずれか遅い方とする。

3 那須塩原市における特別地域(山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村)

旧高林村、旧塩原町(昭和25年2月1日時点旧市町村名)

4 挙証資料の整備・保管

挙証資料は、第三者が見た場合に事実が確認でき、要件を満たしていることを確認できるものであれば、資料の種類や様式は任意。これらは運営指導において確認するほか、必要に応じて提出を求めるので5年間保管すること。